

雇児福発第 0605001 号
社援基発第 0605001 号
平成 19 年 6 月 5 日

各 都道府県 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課長

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

児童自立支援施設版及び情緒障害児短期治療施設版の「福祉サービス
内容評価基準ガイドライン」等について

福祉サービス第三者評価事業については、平成 16 年 5 月 7 日付け雇児発第 0507001 号、社援発第 0507001 号、老発第 0507001 号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」を発出し、福祉サービス第三者評価事業に関する指針を示した。

また、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）が設置した評価基準等委員会において、平成 16 年度より、施設種別ごとの福祉サービス第三者評価基準ガイドラインの在り方の検討が行われ、この検討結果を踏まえ、平成 17 年 3 月 29 日付け雇児福発第 0329001 号、社援基発第 0329001 号、障障発第 0329001 号「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」を発出し、各評価項目の判断基準に関するガイドライン等を示したところである。

今般、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設におけるサービスの内容を具体的に評価する際の評価基準として、それぞれ児童自立支援施設版「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」（39 項目）（別紙 1）及び評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（別紙 1 の別添）並びに情緒障害児短期治療施設版「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」（38 項目）（別紙 2）とその評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点（別紙 2 の別添）を策定したので、評価基準の策定等について、十分にご活用願いたい。

なお、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設における各評価項目の判断

基準に関するガイドラインについては平成17年3月29日にお示しした「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」(児童入所施設版)による共通の評価項目(55項目)を併せて用いることとしているのでご留意願いたい。

さらに、評価機関が評価結果を受審者に伝える際は、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設におけるサービスの質の向上に資する観点から、各評価項目の評価理由を付して結果を通知することが望ましいのでご留意願いたい。

おって、本通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。